

**新庄小学校分離新設校及び新設公民館等
設計・建設・維持管理事業**

基本協定書（案）

平成 19 年 6 月

富山市

目 次

第 1 条	(用語の定義)	1
第 2 条	(趣旨)	1
第 3 条	(基本的合意)	1
第 4 条	(市及び落札者の義務)	1
第 5 条	(SPCの設立)	2
第 6 条	(SPCの出資者)	2
第 7 条	(事業契約の締結)	3
第 8 条	(準備行為)	3
第 9 条	(資金調達協力義務)	3
第 10 条	(業務の委託等)	3
第 11 条	(事業契約の不成立)	4
第 12 条	(秘密保持)	4
第 13 条	(協定の有効期間)	4
第 14 条	(協議)	4
第 15 条	(準拠法及び裁判管轄)	4
別紙 1	設立時の出資者一覧	6
別紙 2	増資計画書の様式	7
別紙 3	出資者誓約書の様式	8
別紙 4	業務委託・請負企業一覧	9

新庄小学校分離新設校及び新設公民館等設計・建設・維持管理事業 基本協定書（案）

新庄小学校分離新設校及び新設公民館等設計・建設・維持管理事業（以下「本事業」という。）に関して、富山市（以下「市」という。）と〔落札者の代表企業及び各構成企業〕（以下「落札者」という。）との間で、以下のとおり基本協定を締結する。

第1条 （用語の定義）

本協定において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- 一 「提示条件」とは、本事業を実施する事業者の選定手続において市が提示した一切の条件をいう。
- 二 「入札説明書」とは、本事業の一般競争入札に関し、市より提示された入札説明書及びその添付書類（これらを対象とする質問回答を含む）をいう。
- 三 「ＳＰＣ」とは、本事業を遂行することを目的として設立される特別目的会社をいう。
- 四 「代表企業」とは、落札者の構成企業の中から、落札者を代表するものとして落札者が選定した企業をいう。
- 五 「協力会社」とは、本事業に関する各業務を落札者とともにＳＰＣから直接受託または請け負う企業をいう。
- 六 「本提案」とは、落札者が、平成○年○月○日付で提出した本事業の実施にかかる提案書類一式をいう。
- 七 「事業契約」とは、本事業の実施に関し、市とＳＰＣとの間で締結される契約をいう。
- 八 「事業期間」とは、事業契約で定められた本事業の期間をいう。

第2条 （趣旨）

本協定は、本事業を対象とした一般競争入札による落札者が本事業の実施に関する各業務を担う者として選定されたことを確認し、市と第５条の規定に基づき落札者が本事業を実施するために今後設立するＳＰＣとの間において、第７条に規定する事業契約を締結することに向けた市及び落札者の義務を定めると共に、その他本事業の円滑な実施のために必要な基本的事項を定めることを目的とする。

第3条 （基本的合意）

- １ 市及び落札者は、落札者が、本事業に関して市が実施した一般競争入札により落札者となり、本事業の実施に関する各業務を担う者として選定されたことを確認する。
- ２ 落札者は、提示条件を遵守のうえ、市に対し本提案を行ったものであることを確認する。

第4条 （市及び落札者の義務）

- １ 市及び落札者は、第７条の規定に基づき市とＳＰＣが締結する事業契約の締結に向けて、それぞれ誠実に対応するものとする。

- 2 落札者は、事業契約の締結に向けた協議にあたっては、市の要望を尊重するものとする。

第5条 （ＳＰＣの設立）

- 1 落札者は、遅くとも平成 20 年 2 月 10 日までに、本事業の遂行を目的とするＳＰＣを設立するものとする。
- 2 ＳＰＣは会社法（平成 17 年法律第 86 号）に定める株式会社とする。
- 3 ＳＰＣの資本金は、[]円以上とする。
- 4 ＳＰＣの定款には、会社法第 107 条第 1 項 1 号に基づく株式の譲渡制限を規定する。
- 5 ＳＰＣは、創立総会又は株主総会において、取締役、監査役及び会計監査人（ＳＰＣが会社法第 328 条の会社に該当しない場合は、これに準じる任意の会計監査にかかるとする監査人、以下、本条において同じ。）を選任するものとし、その選任後速やかにこれを市に通知する。また、その後取締役、監査役及び会計監査人の改選がなされた場合も同様とする。
- 6 ＳＰＣは、毎事業年度末から 3 ヶ月以内に、会社法の規定に従い（ＳＰＣが会社法第 328 条の会社に該当しない場合は、当該規定に準じ）、会計監査人による監査済みの当該事業年度の計算書類及び監査報告書の写しその他市が合理的に要求する書類を市に提出する。

第6条 （ＳＰＣの出資者）

- 1 落札者は、第 5 条第 1 項に基づきＳＰＣを設立するにあたり、別紙 1 に落札者の出資額として記載されている金額のＳＰＣの株式を引受け、また、別紙 1 記載のその他の出資者から、記載されている金額の出資を受けるものとする。
- 2 落札者は、ＳＰＣの増資により第 5 条第 3 項の条件を満たすことを計画している場合、ＳＰＣ設立時において、増資時における出資予定者及び代表企業に対して、別紙 2 に定める様式による増資計画書を提出させるものとする。
- 3 落札者は、ＳＰＣ設立時及び増資時における各出資者に対して、以下の各号に定める事項を誓約させ、また、別紙 3 に定める様式による誓約書を事業契約の締結と同時に提出させるものとする。
 - 一 株主は、ＳＰＣの株主構成に関し、その時々において落札者である株主によってＳＰＣの全議決権の 2 分の 1 を超える議決権が保有されており、かつ、落札者以外の株主の議決権保有割合が株主中最大とはならないことを条件とするものとし、これらの条件を事業期間が終了するまで維持する。
 - 二 すべての出資者は、原則として事業期間が終了するまでＳＰＣに対する株式を保有するものとし、市の事前の書面による承諾がある場合を除き、譲渡、担保権の設定その他一切の処分（合併・会社分割等による包括承継を含む。）を行ってはならない。
 - 三 出資者は、市の事前の書面による承諾を得た上で、所有するＳＰＣに対する株式に関する権利義務を譲渡しようとする場合、当該譲受人に対して、別紙 3 記載の誓約書を予め市に提出させるものとする。
 - 四 ＳＰＣが、株式、新株予約権又は新株予約権付社債を発行しようとする場合、株主は、これらの発行を承認する株主総会において、第一号に記載のある議決権

保有比率の維持が可能か否かを考慮したうえ、その保有する議決権を行使するものとする。

- 五 出資者は、上記誓約の内容を担保することを目的とした出資者間契約を締結し、その内容を証するため、当該出資者間契約の謄本を市に提出する。第三号の定めるところにより出資者に変更が生じた場合、出資者は、出資者間契約に関して当該新出資者を当事者に含める旨の変更を行い、当該変更契約の謄本を市に提出する。なお、当該新出資者は出資者間契約の当事者となるものとする。

第7条 （事業契約の締結）

- 1 市及び落札者は、提示条件及び本提案に基づき、市とSPCとの間において事業契約を円滑かつ速やかに締結するため、それぞれ最大限の努力をするものとする。
- 2 市は、入札説明書に添付の事業契約書（案）（標準事業契約約款（案）を含む。）の文言に関し、入札前に確定することができなかった事項を除いては、変更できないものとする。
- 3 市及びSPCは、平成20年3月中を目途として事業契約を締結するものとする。ただし、事業契約の締結がなされる前に落札者の代表企業に以下の各号の事由が生じたときは、事業契約を締結しない。
 - 一 事業契約に関し、落札者の代表企業が私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号）第3条の規定に違反し、又は落札者の代表企業が構成事業者である事業者団体が同法第8条第1項第1号の規定に違反したことにより、公正取引委員会が落札者の代表企業に対し、同法第48条の2第1項又は第54条の2第1項の規定に基づく課徴金の納付命令を行い、当該納付命令が確定したとき。
 - 二 事業契約に関し、落札者の代表企業の役員若しくは使用人について刑法（明治40年法律第45号）第96条の3又は私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律第89条第1項に規定する刑が確定したとき。

第8条 （準備行為）

- 1 落札者はSPCの設立の前後を問わず、また、事業契約の締結前であっても、自己の費用と責任において、本事業の実施に関して必要な準備行為を行うことができるものとし、市は、必要かつ可能な範囲で落札者に対して協力するものとする。
- 2 落札者は、SPCの設立に際して、それ以前に落札者が行った準備行為をSPCに引き継ぐものとする。

第9条 （資金調達協力義務）

落札者は、本提案に示した資金調達・事業計画提案書に従い、SPCへ出資し、SPCへの出資者を募り、また、SPCによる借入れその他のSPCの資金調達を実現させるために最大限努力するものとする。

第10条 （業務の委託等）

落札者は、SPCをして、本事業に関する各業務を、別紙 4記載の落札者及び協力会社にそれぞれ委託し、又は請け負わせるものとする。

第11条 （事業契約の不成立）

市及び落札者は、事由の如何を問わず、市とSPCとの間において事業契約の締結に至らなかった場合、既に市と落札者が本事業の準備に関して支出した費用について各自がそれぞれ負担するものとし、相互に債権債務関係の生じないことを確認するものとする。

第12条 （秘密保持）

市と落札者は、本協定に関する事項につき、相手方の同意を得ずして第三者に開示しないこと及び本協定の目的以外には使用しないことを確認する。但し、裁判所により開示が命ぜられた場合、落札者が本事業に関する資金調達に必要として開示する場合及び市が富山市情報公開条例（平成17年4月1日条例第30号）等に基づき開示する場合は、この限りでない。

第13条 （協定の有効期間）

本協定の有効期間は、本協定締結の日から事業契約に定める本事業の終了日までとする。ただし、事業契約の締結に至らなかった場合は、事業契約の締結に至る可能性がないと市が判断して代表企業に通知した日までとする。本協定の有効期間の終了にかかわらず、第11条、第12条及び第15条の規定は存続するものとする。

第14条 （協議）

本協定に定めのない事項又は疑義を生じた事項については、必要に応じて市と落札者が協議して定めるものとする。

第15条 （準拠法及び裁判管轄）

本協定は日本国の法令に従い解釈されるものとし、本協定に関する一切の裁判の第一審の専属管轄は富山地方裁判所とする。

以上を証するため、本協定書〇通を作成し、市並びに落札者の代表企業及び各構成企業は、それぞれ記名押印の上、各 1 通を保有する。

平成 年 月 日

富山市

市長

氏名 森 雅志

落札者

代表企業 住所

氏名

構成企業 住所

氏名

構成企業 住所

氏名

別紙 1 設立時の出資者一覧

別紙 2 増資計画書の様式

別紙 3 出資者誓約書の様式

富山市義務教育施設に係る設計・建設・維持管理事業標準事業契約約款（案）別紙 9
の様式による。

別紙 4 業務委託・請負企業一覧